明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

20　第五項の規定は法第六十八条の十五の六第三項第十号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第六項の規定は同号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ準用する。この場合において、第五項第一号中「国内新規雇用者（同項第四号に規定する国内新規雇用者をいう。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同項第二号イ並びに第六項第一号及び第二号イ中「国内新規雇用者」とあるのは、「国内雇用者」と読み替えるものとする。

21　第七項から第十二項までの規定は、法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の同条第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額の計算について準用する。この場合において、第七項中「同号」とあるのは「同条第三項第十号」と、「第五項第一号」とあるのは「第二十項において準用する第五項第一号」と、「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と、第九項中「第六十八条の十五の六第三項第五号」とあるのは「第六十八条の十五の六第三項第十号」と、「第五項第一号」とあるのは「第二十項において準用する第五項第一号」と、「国内雇用者」と、第十一項中「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と読み替えるものとする。

22　法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に定める金額の計算の基礎となる給与等に充てるための同条第三項第三号イに規定する雇用安定助成金額があるときは、同号ロに掲げる金額は、当該各号に定める金額から当該雇用安定助成金額を控除して計算した同項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額とする。

一　法第六十八条の十五の六第三項第十号イの事業年度の月数と同号イの適用年度の月数とが異なる場合又は同号ロに掲げる場合　第二十項において準用する第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額

二　前項において準用する第七項又は第九項の規定の適用を受ける場合　前項において準用する第七項から第九項まで、第十一項又は第十二項第一号イの給与等支給額

第三十九条の四十六の二第二十三項中「又は第二項の規定の適用を」を「の規定の適用を」に、「同条第三項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「同条第三項第五号に規定する新規雇用者比較給与等支給額」に、「おける同条第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる」を「は、同条第一項第一号に掲げる要件を満たさないものとする」に改め、同項各号を削り、同条第二十五項を削り、同条第二十四項中「の規定」を「又は第二項の規定」に、「同条第三項第十号」を「同条第三項第七号」に改め、同項各号中「第六十八条の十五の六第一項第三号」を「第六十八条の十五の六第一項第二号及び第二項第二号イ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24　法第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けようとする連結法人のその適用を受けようとする連結事業年度に係る同項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の同条第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額の合計額が零である場合には、同条第二項に規定する雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

第三十九条の四十六の二第二十六項中「、第十三項及び第十五項」を「及び第二十二項」に改め、同条第二十七項を次のように改める。

27　法第六十八条の十五の六第七項において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同項に規定する調整前連結税額をいう。次号において同じ。）から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額（当該連結事業年度において法第六十八条の十五の二の規定の適用を受けた場合には当該連結親法人又はその連結子法人の第一項に規定する個別給与控除額を控除した金額とし、当該控除対象新規雇用者給与等支給額が零に満たない場合には零とする。）

ロ　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

二　法第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る法第六十八条の十五の六第三項第十一号に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額（当該連結事業年度において法第六十八条の十五の二の規定の適用を受けた場合には当該連結親法人又はその連結子法人の第二項において準用する第一項に規定する個別給与控除額を控除した金額とし、当該控除対象雇用者給与等支給増加額が零に満たない場合には零とする。）

ロ　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

第三十九条の四十七第一項中「第二十七条の十二の六各号」を「第二十七条の十二の五各号」に改める。

第三十九条の四十七の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十七の二　法第六十八条の十五の七第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、第二十七条の十二の七第一項に規定するソフトウエアとする。

2　法第六十八条の十五の七第四項及び第五項に規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する情報技術事業適応のうち第二十七条の十二の七第二項の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて同項に規定する主務大臣の確認を受けたものとする。

3　法第六十八条の十五の七第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の七第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第四項に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　認定連結親法人（法第六十八条の十五の七第一項に規定する認定連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又はその認定連結子法人（同項に規定する認定連結子法人をいう。以下この条において同じ。）で、情報技術事業適応設備（法第六十八条の十五の七第四項に規定する情報技術事業適応設備（同項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び第七項第一号において同じ。）を取得し、又は製作したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この条において同じ。）

ロ　情報技術事業適応設備を取得し、又は製作した認定連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び情報技術事業適応設備を取得し、又は製作した各認定連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額